

3章 市民参画推進のための具体的な取組

市民参画によるまちづくりを市民、行政の協働により実現していくためには、その仕組みを整え、双方が積極的に活用する必要があります。そのため、市民参画推進の基本的な方向性（10ページ）に沿って、具体的な取組を以下のように定めます。

【具体的な取組の体系】

方向性	具体的な取組	
1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します	(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます	①まちづくりについての市民意識を調査します ②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます ③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します ④学校等でまちづくりの教育に取り組みます
	(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します	①ボランティア活動を促進します ②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します ③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します ④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります
	(3) 市民相互の交流・連携を促進します	①市民団体のネットワークを強化します ②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります
2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します	(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します	①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます ②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します ③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります ④行政内で市民活動に係る情報を共有します
	(2) 行政情報の公開・提供に努めます	①情報公開・提供を積極的に推進します ②委員会や審議会等の公開を推進します
3) 市民活動への支援を進めます	(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します	①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります ②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します ③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います ④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります
	(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します	①市民活動の助成制度を整えます ②既存の助成制度の情報をとりまとめ、情報提供を行います ③市民や事業所による市民活動資金への協力を促します ④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します
	(3) 市民活動の相談を行います	①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います ②NPO 法人の設立・運営への相談を行います
4) 市政への市民参画を推進します	(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます	①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます
	(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します	①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します ②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます ③市民提案への対応を説明することを推進します
	(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します	①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります ②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します
5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます	(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります	①市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくります ②市民によるまちづくり支援組織を育成します
	(2) まちづくりに対応できる職員を養成します	①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します ②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します
	(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます	①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します

(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます

①まちづくりについての市民意識を調査します

若い世代を含めた市民を対象に、アンケートやヒアリング等により、まちづくりへの参画の意識や参加したい活動等についての調査を実施します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
アンケートの実施	○			○		企画政策

②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます

広く市民に向けて、市広報や市ホームページ等により、市民参画や市民活動に係る様々な情報を発信します。

市民団体と行政が連携して、まちづくりに係るイベントやシンポジウム等を開催します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
「広報いとう」「伊東市のホームページ」に市民活動欄の新設	○				○	秘書広報
市民参画のまちづくりパンフレットの作成	○			○		企画政策
市民団体の連携によるまちづくりイベントの開催	○		○			—
町内会に入会してない世帯への情報発信	○			○		全庁

本計画は、市民と行政双方が共有する指針であり、ここに示す具体的な取組は、伊東市（市民と行政）としての取組を記述してあります。

「主な取組」は、その実施主体を「市民」「協働」「行政」に区分しています。

また、すぐに着手すべき取組（概ね3年以内）、すでに実施している取組を「短期」に、中長期的な観点から取り組むべき課題（4年以上）を「長期」に区分しています。

③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します

生涯学習の実践の中で、様々な分野におけるまちづくりについて、市民が学習する機会を充実します。

また、市民活動をサポートする人材の養成を図ります。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり講座の設置	○			○		生涯学習
市職員による「出前講座」の実施	○				○	生涯学習

④学校等でまちづくりの教育に取り組みます

子どもや若者のまちづくりの意識を高めるため、小学校、中学校、高校の総合的な学習の時間等において、市民の協力を得ながら、まちづくりをテーマにした学習を推進します。

児童、生徒が授業や放課後において、福祉や自然保護など、実際にボランティア活動を体験できる場づくりを促進するとともに、幼稚園や保育園において、親子でまちづくりを楽しむことのできる場づくりに努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
「まちづくり」をテーマとした総合的な学習の時間の実施	○			○		学校教育
高齢者による「わがまち・ふるさと学習」の実施	○			○		生涯学習
市職員による市政に関する学習の実施	○				○	学校教育
ちびっこ議会の開催		○		○		生涯学習
少年少女消防団の結成		○		○		消防総務

(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します**①ボランティア活動を促進します**

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、市民のボランティア活動を促進します。

ボランティア活動の輪を広げるために、ボランティアの有償化、活動の分だけ福祉サービス等を受けることができるポイント制度の導入、保険制度の導入等を検討します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
「ボランティア講座」の設置	○			○		企画政策
ボランティアコーディネーター*4の導入		○		○		企画政策
ボランティアポイント制度の導入		○		○		企画政策
ボランティア保険制度の導入	○				○	企画政策
ボランティアの日の設定		○		○		企画政策

②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します

多くの市民が市民活動に参加したいと思えるように、魅力ある活動テーマの設定や活動内容における工夫に配慮します。

活動にあたって、市民同士で参加を呼びかけ合い、学校や各種サークル等に参加を呼びかけるとともに、若い世代が集まって、楽しんでまちづくりに取り組むことができる場づくりを促進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
参加の呼びかけ運動の実施	○			○		全庁

*4 ボランティアコーディネーター：ボランティア希望者とその場所の設定調整やボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家。

③町内会などコミュニティ^{*5}組織による地域活動を活性化します

地域住民に活動参加への呼びかけを促進するとともに、町内会や地域団体の組織体制の見直し、世代間の連携の強化等を図ります。

地域におけるまちづくりのリーダーを育成するために、役員等を対象とした学習会などを開催します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
町内会・自治会活動への支援	○			○		秘書広報

④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります

事業所に対し、従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力を求めています。

事業所によるまちづくり活動の実施や市民活動への参加を促進します。

(3) 市民相互の交流・連携を促進します

①市民団体のネットワークを強化します

各団体の活動の活性化を図るとともに、各団体が連携したまちづくりを展開するため、市民団体のネットワークを強化します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民団体連絡協議会の設立	○		○			—
市民活動センターの設置	○			○		企画政策

②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります

地域におけるテーマ型市民団体の活動の円滑化、地域団体による活動の活性化等のために、地域団体とテーマ型市民団体の交流や連携が進む場・体制づくりを進めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動センターの設置	○			○		企画政策

^{*5} コミュニティ：地域の様々な課題に対して共通の認識を持って、助け合いながらよりよい生活環境を目指して活動する、地域に生活する人々の集まり。

2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します

(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します

①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます

市民団体の様々な活動やイベントなどの情報を収集し、わかりやすく整理します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民団体のデータベース*6の作成	○			○		企画政策

②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します

収集した市民活動に関する様々な情報を、市広報、市ホームページ、コミュニティFM*7、CATV、新聞など各種メディアを活用して発信していきます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
CATVによる市民活動の紹介	○			○		秘書広報
市民活動便りの発行		○	○			—
広報いとう子ども版の発行		○			○	秘書広報

③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります

市民が気軽に立寄って、まちづくりの情報を得ることができる場、個々の情報を発信できる場、市民の間で「知りたいこと」と「知らせたいこと」の情報交換等ができる場を確保します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動センターの設置	○			○		企画政策

*6 データベース：コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくするもの。

*7 コミュニティFM：市町村等の一部の地域で、地域に密着したきめ細やかな情報を提供するラジオ放送。本市では、FMなぎさステーションが活動しています。

④行政内で市民活動に係る情報を共有します

行政内において、市民活動に係る情報を各課・職員が交換し共有する体制づくりを推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策
市民活動情報交換会の開催	○				○	企画政策

(2) 行政情報の公開・提供に努めます**①情報公開・提供を積極的に推進します**

公開対象となる情報の拡大、情報のわかりやすい表現に努めます。

事業等の企画・立案、実施、評価の各段階において、その内容をわかりやすく、具体的に公開・提供していくとともに、市民が行政情報を気軽に得ることができるように、情報コーナーや市ホームページの一層の充実を図ります。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
公開行政文書のわかりやすい表現化	○				○	全庁
病院や金融機関等での市広報等の閲覧	○				○	秘書広報
出張所や公共施設等における情報コーナーの設置		○			○	庶務
情報提供用のパソコンの設置		○			○	情報管理
CATVによる各課の取り組みの紹介	○				○	秘書広報
情報公開条例・個人情報保護条例の適切な運用	○				○	全庁

②委員会や審議会等の公開を推進します

各種委員会や審議会等の公開を進めます。また、各種審議会等の内容を多くの市民が知ることができるよう、会議記録の公開を進めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
各種の審議会等の原則公開	○				○	全庁
審議会等の議事の公開	○				○	全庁

3) 市民活動への支援を進めます

(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します

①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります

市民や市民団体が、会議や交流のための部屋、コピー機やパソコン等の機材等を自由に利用することができる場所の確保を図ります。

市民活動の場としてコミュニティセンター等の公共施設が利用しやすくなるように、利用規則や利用料金、利用時間等の見直しを推進します。

市民活動を紹介する機関紙やホームページ等を作成し情報を発信できるよう、作成の技術面などに関してサポートできる人材の確保に努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動センターの設置	○			○		企画政策
コミュニティセンター等公共施設の利用条件の見直し	○				○	生涯学習
小・中学校の余裕教室の開放	○				○	管理

②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します

事業所の会議室や設備、空き店舗等を市民団体に貸し出すことを促進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
会議室等の貸し出し		○	○			—

③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います

市民活動に利用できる公共施設及び民間の施設、公共の設備及び民間の設備について情報を収集し、その提供を推進します。

活動に必要な場所やものを求めている市民・市民団体と、貸し出すことができる市民を結びつける仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
活動場所・設備データベースの作成	○			○		企画政策
「貸してください」掲示板の設置	○			○		企画政策

④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくりま

まちづくりに係る知恵や技術を持った市民を、それを求めている市民・市民団体に紹介・あっ旋する仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり人材バンクの整備		○		○		企画政策

(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します**①市民活動の助成制度を整えます**

市民活動を資金面から支援するため、まちづくりに係る活動費や必要資材・器具を支給する制度づくり、既存の補助金制度の見直し・整理・交付基準の明確化を図ります。

助成にあたっては、各市民団体の活動内容の審査、成果の評価を行い、助成の内容や活動結果の公表に努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市まちづくり助成制度の創設		○			○	企画政策
補助金の見直しと基準の明確化	○				○	財政
補助団体の決算の公開	○		○			—

②既存の助成制度の情報をつとめ、情報提供を行います

市や県、国、各種の公益法人等の既存の助成制度に係る情報をつとめ、行政の担当組織や市民活動センター等で情報の提供を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
助成制度の情報提供	○			○		企画政策

③市民や事業所による市民活動資金への協力を促進します

市民活動への協賛金による協力を今後も促進するとともに、様々な市民活動を資金面から支援する募金の実施や基金の設立等を検討し、市民や事業所の協力を求めています。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり基金の創設の検討		○		○		企画政策

④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します

市民や市民団体がまちづくりにおいてできることを登録し、他の市民等の活動に協力した市民等にポイントを支払い、そのポイントを用いて、他の市民等に協力を求めることができる、互助と互酬*7のしくみづくりを検討します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
エコマネー（地域通貨）*8の導入の検討		○		○		企画政策

*7 互酬：お互いに報酬を与え合うこと。

*8 エコマネー：特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として商品やサービスの提供が受けられるものなど、様々な形がある。

(3) 市民活動の相談を行います**①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います**

行政の担当組織や市民活動センター等により、活動の立ち上げ方や進め方、まちづくりのための制度の活用、活動資金づくり等の相談を行います。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策
市民まちづくりアドバイザー制度の導入		○		○		企画政策

②NPO法人の設立・運営への相談を行います

NPO法人の設立や運営に係る相談を行います。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策
市民まちづくりアドバイザー制度の導入		○		○		企画政策

4) 市政への市民参画を推進します

(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

常に、幅広い市民から市政に関する意見を収集するため、意見箱や市民の声専用ファクシミリ、電子メールなど、市民の意見や提案を募集する広聴の手段・対象の拡充に努めます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市政モニター制度の充実	○				○	秘書広報
移動市長室の開催	○			○		秘書広報
定期的な市民アンケートの実施	○				○	秘書広報
市ホームページによる市民意見の収集	○				○	全庁
町内会等における市民意見の収集	○		○			—
世代別懇話会の開催		○		○		企画政策

(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

施策の立案時点において、市民による検討を行うための会議の開催等を推進します。性別、年齢、地域、職業などに配慮し、様々な立場の市民が参加できるように努めるとともに、会議に参加しやすいように、開催の日時や場所、会議の進め方、託児等に配慮します。これに対応して、市職員の勤務時間の弾力化を図ります。

市窓口や市ホームページ等により、重要な施策について、その必要性、内容案、費用、効果等を公開し、広く市民の意見を募集することを推進します。

各種市民サービスの実施、市主催イベントの開催、公園など生活施設の整備等の事業について、実施・運営の場面での市民の参画を推進します。

庁内における行政評価^{*9}の内容の公開を図るとともに、市民による評価の実施を検討します。

^{*9} 行政評価：行政の政策や施策、事務事業について、指標等を用いて有効性や効率性等を評価し、次の施策展開に反映させるもの。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民会議の開催の推進	○				○	企画政策
パブリックコメント*10の制度化	○				○	企画政策
市民と職員の意見交換の場づくり	○			○		企画政策
アダプトシステム*11の推進	○			○		管理建築
行政評価表の公開		○			○	企画政策
市民による行政評価の実施の検討		○			○	企画政策
時差出勤等市職員の勤務体制の見直し		○			○	職員

②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます

各種委員会や審議会等において、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
審議会等の公募制度の採用	○				○	全庁
女性の積極的な登用	○				○	全庁
市民団体代表の登用の推進	○				○	全庁

③市民提案への対応を説明することを推進します

市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市窓口や市ホームページによる提案内容と対応の公開	○				○	全庁

*10 パブリックコメント：行政機関等の意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出されたコメント（意見・情報）を考慮して意思決定を行う制度。

*11 アダプトシステム：住民や事業者が公共施設の「里親」になって、植栽や清掃等の維持管理を行う制度。

(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します**①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります**

市民が主体となって、市民の意見を収集し、まちづくりの課題について話し合い、行政に提案する体制を整えます。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民団体連絡協議会の設立	○		○			—

②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します

市民・市民団体と行政の協働による事業の実施、市民サービス提供等の市民団体への委託を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民と行政の協働による市民提案事業の実施	○			○		企画政策
市民団体への事業委託の推進	○				○	全庁
コミュニティビジネス ^{*12} の育成・支援		○		○		企画政策

^{*12} コミュニティビジネス：地域の中の様々な課題・問題を解決するため、住民が自らのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。

5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります

①市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくります

市民活動に関する総合相談・支援、各課における市民参画や市民との協働事業の指導、市民活動や支援制度等についての情報の蓄積等を行う担当組織の設置を推進します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動促進に係る担当組織の設置	○				○	企画政策

②市民によるまちづくり支援組織を育成します

市民活動の相談や支援を行う市民団体を設立・育成します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
まちづくり支援組織の設立		○	○			—

(2) まちづくりに対応できる職員を養成します

①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します

市職員の市民参画についての理解を深め、意識を高めるとともに、専門的知識・技術を有する職員の育成を図るため、市民活動や市民参画に係る研修等を実施します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
市民活動や市民参画に係る研修の実施	○				○	職員

②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します

市民団体や地域団体の活動への市職員の自発的な参加を促進します。

(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます**①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます**

まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針、市民活動の支援方策等を明確にする制度の制定を検討します。

【主な取組】

名 称	実施時期		実施主体			備 考
	短期	長期	市民	協働	行政	
自治基本条例等の検討		○		○		企画政策